

令和2年2月12日招集

令和2年第2回  
にかほ市教育委員会会議録

にかほ市教育委員会

## 令和2年第2回にかほ市教育委員会会議録

1. 期 日 令和2年2月12日 水曜日  
2. 場 所 金浦公民館 音楽室  
3. 開 会 午前 9時28分  
4. 閉 会 午後 0時05分

5. 出席委員 教育長 齋藤 光 正  
委員 佐々木 郁 子  
委員 吉 泉 聡  
委員 小 松 雅 子  
委員 伊 藤 知

### 6. 説明のための出席者

教育次長	齋藤 一 樹
教育総務課長	池田 智 成
学校教育課長	菊地 新 吾
学校教育課副主幹	佐々木 妙 子
生涯学習課長兼図書館長	竹内 健
仁賀保公民館長	齋藤 晴 美
象潟公民館長	佐々木 和 則
白瀬南極探検隊記念館長	阿部 和 久
フェアイト子ども科学館長	佐々木 孝 人
文化財保護課長	今野 和 彦
スポーツ振興課長	高橋 寿
象潟B&G海洋センター所長	原田 浩 一

7. 書 記 教育総務課副主幹 相馬 央  
教育総務課主査 備前 文 乃

### 8. 会議に付した議案

- 議案第 3号 令和元年度教育費3月補正予算について  
議案第 4号 令和2年度教育費当初予算について  
議案第 5号 にかほ市体育館条例の一部を改正する条例について  
議案第 6号 にかほ市武道館条例の一部を改正する条例について  
議案第 7号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例について

- 議案第 8号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 にかほ市スポーツ宿泊研修センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 にかほ市社会教育委員の委嘱について
- 議案第12号 にかほ市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第13号 にかほ市勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命について
- 議案第14号 にかほ市文化財保護審議会委員の任命について
- 議案第15号 にかほ市象潟郷土資料館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第16号 フェライト子ども科学館運営委員会委員の任命について
- 議案第17号 にかほ市B&G海洋センター運営委員会委員の任命について
- 議案第18号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

9. 可決した議案

- 議案第 3号 令和元年度教育費3月補正予算について
- 議案第 4号 令和2年度教育費当初予算について
- 議案第 5号 にかほ市体育館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 にかほ市武道館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 にかほ市スポーツ宿泊研修センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 にかほ市社会教育委員の委嘱について
- 議案第12号 にかほ市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第13号 にかほ市勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命について
- 議案第14号 にかほ市文化財保護審議会委員の任命について
- 議案第15号 にかほ市象潟郷土資料館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第16号 フェライト子ども科学館運営委員会委員の任命につ

いて  
議案第17号 にかほ市B&G海洋センター運営委員会委員の任命について  
て  
議案第18号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

#### 10. その他の確認事項

- (1) 令和2年第3回教育委員会臨時会は、令和2年2月28日(金)午後5時から金浦公民館 教育長室で開催することにした。
- (2) 令和2年第4回教育委員会は、令和2年3月25日(水)午前9時30分から金浦公民館で開催することにした。

#### 11. 会議の要旨

【開会 午前9時28分】

##### 【教育長】

ただいまから、令和2年第2回にかほ市教育委員会を開催いたします。出席委員は、5名であります。

議事日程の第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、小松委員と伊藤委員をお願いいたします。書記には、事務局の備前主査を指名いたします。

それでは日程の第2 議案第3号 令和元年度教育費3月補正予算について、教育総務課から順番に説明をお願いします。

(教育総務課から順番に説明)

##### 【教育長】

説明は以上です。議案第3号について委員の皆様から質問等ありませんか。

##### 【小松委員】

10款4項11目13節(資料館所蔵品データ化関係委託料)についてです。現在、担当されている臨時職員の方が辞めたとしても、今後の業務に支障はないのですか。

##### 【文化財保護課長】

システムは完成しており、データの追加や削除は職員が対応可能ですので、支障ありません。

**【小松委員】**

委託している方に特別手当の支給はないのですか。

**【文化財保護課長】**

特別手当の支給はありません。

**【佐々木委員】**

10款1項2目13節（スクールバス運行管理委託料）についてです。スクールバスの利用は、県外への移動にも対応しているのでしょうか。

**【教育総務課長】**

宿泊を伴う使用は認めていませんので、県内移動が中心となっております。今回の減額は、市内小中学校7校分です。1校あたりの利用が数回減少していることとなりますが、県大会等に出場できなかったことによる場合などがあります。児童生徒への影響を考慮して、予算が不足してスクールバスが使用できないという状況にならないように、当初予算としてはすべての大会に出場することを想定した額で予算計上しておりますので、出場できなかった場合は、毎年減額しているものであります。

**【佐々木委員】**

わかりました。

**【伊藤委員】**

小松委員から質問があった件に追加で質問です。この方はどこの課に所属していたのですか。

**【文化財保護課長】**

文化財保護課の郷土資料館の臨時職員として所属していました。システムを作成してもらった経緯としましては、4月1日に採用した後、その方がシステムエンジニアの経験があることが分かり、その経験を活かして試みにサンプルを作ってもらったところ、実用可能と判断し、実際の作成を依頼しました。予算を作成する時点ではそのような技術がある方が採用されることは想定できなかったため、補正での減額対応となりました。

**【伊藤委員】**

その方は特殊なキャリアを持っているわけですが、臨時職員で雇用するのと、今回の委託料で契約するのと、雇用される側にとっては給料の額としてはどちらが多かったのですか。

**【文化財保護課長】**

その点については把握しておりません。

**【伊藤委員】**

途中で雇用形態の変更はできないかもしれませんが、雇用される側の立場に立って、雇用形態を考えるべきだと思います。次の質問です。10款5項2目13節（屋内運動施設整備事業委託料）について、950万円の減額の理由は業者の変更によるものですか。

**【スポーツ振興課長】**

入札による請差によるものです。

**【伊藤委員】**

入札による請差で、これほどの差額が出るのですか。

**【スポーツ振興課長】**

設計額も大きいのですが、約50%で落札されました。委託に関しては、次年度に設計監理もあり、そこに関しては随意契約ができる場合があるので、最初の設計の入札は各業者が積極的に落札する傾向にありますので、他の業者も軒並み低い金額でした。その中でも一番低い業者が落札し、このような差額が発生しました。また、設計単価はあくまでも県の基準ですので、割高の設計となっています。

**【伊藤委員】**

私の認識では、設計費や請負費の金額で、工事の完成費がほぼ決まってくると思っていましたが、そうではないのですね。例えば、設計委託料で1億かかったものが、完成すると10億になるが、設計費が半額になれば、完成費も半額になるのではないのですか。

**【スポーツ振興課長】**

設計額が下がったからといって、完成費は上がりません。その旨は業者にも伝えてあります。

**【伊藤委員】**

わかりました。次の質問です。毎年この時期に各課から灯油代や電気代などの光熱水費の増額があがってきますが、今回は金浦勤労青少年ホームのみで、他課からは出ていないのは何か理由があるのですか。

**【生涯学習課長】**

他の課は12月補正であげているからだと思います。

**【伊藤委員】**

では逆になぜ金浦青少年ホームは12月補正にあげなかったのですか。

**【生涯学習課長】**

理由としては、12月の時点では見極めが難しかったためです。切り詰めれば予算の範囲内で運用できると見込んでおりました。

**【伊藤委員】**

切り詰められるのであれば、補正にあげることで自体おかしいのではないのでしょうか。例年12月補正にあげて、決算の時に余ったからといって不用額にあげられる場合が見受けられますが、それはいかがなものかと思います。

**【生涯学習課長】**

財政担当からは12月補正であげるように指示があります。

**【伊藤委員】**

そうだとすると、結局決算の時に不用額としてあがってきますよね。議会では不用額を重視して見るので、そこを突かれるのではないかと思います。

**【齋藤教育次長】**

他の課も不足がないわけではないのですが、少額の場合は流用で対応しておりますので、予算書には出てこないものもあります。

**【教育長】**

今回指摘されたことを頭に置きながら、議会对応をしていきたいと思えます。それでは議案第3号については、異議がないと認め、議案どおりに承認することにいたします。

それでは次に、日程の第3 議案第4号 令和2年度教育費当初予算について教育総務課から順番に説明をお願いします。

(教育総務課長から順番に説明)

**【教育長】**

以上で各課から説明が終わりました。来年度の新規事業または変更点としては、現在の臨時職員の雇用形態が、会計年度任用職員に変わること、また、小中学校にエアコンを設置すること、中学校の修学旅行の補助額を4,500円から9,000円に増額し

たこと、図書館機能付文化交流施設についての検討委員会を設置すること、獅子ヶ鼻湿原の総合調査を本格的に始動すること、記念行事として白瀬南極隊記念館が開館30周年を迎えるのでそれに係るイベントを開催すること、東京2020オリンピックパラリンピック・全国シニアサッカー大会の負担金、また屋内運動施設の建設工事を行い令和3年度の完成を目指しております。また、各課で修繕・更新・改修・交換・購入ということで、説明がありました。議案第4号について、委員の皆様から質問等ありませんか。

#### 【伊藤委員】

まずは予算説明についての意見および要望です。予算について、議会では根拠となる資料を提出し、議員に説明しますよね。その前に教育委員会でこのように説明するのであれば、同じように資料を添付したうえで教育委員に説明するべきだと思います。ましてや我々はこの2、3時間の間に内容を審査して、承認をしなければなりません。もっと丁寧な資料を提出して、教育委員に理解しやすいようにしていただきたいです。議会には資料を提出して、承認してもらうのに、その前段階の教育委員会には資料を提出せず、説明だけで終わるといふのはいかがなものかと思えます。議会のための資料ではなく、予算要求を裏付けるための資料という意味を理解していただきたいです。

質問です。会計年度任用職員の報酬についてですが、会計年度任用職員には期末手当を支給するということですが、その財源は国庫補助金なのか、市の持ち出しになるのか教えてください。また、雇用期間について、以前は半年あるいは1年、最大で2年でしたが、雇用期間についてはどのようになるのか説明をお願いします。

#### 【教育総務課長】

会計年度任用職員の財源については、すべて市の持ち出しになります。雇用期間につきましては、1会計年度になるので、4月から3月の1年になります。その後の再任用も可能です。その点は今までの臨時職員と変わりありません。ただし、毎年報酬が上がるものではなく3年間は上がり、その後リセットされ、また3年間はまた上がっていくという形態での再度の任用となる見込みであります。

#### 【伊藤委員】

期末手当が市の持ち出しということは、どのくらいの金額になるのですか。これまで職員数を減らして、人件費を削減という取り組みをされてきたと思いますが、今回の会計年度任用職員への切り替えは、その考えに逆行しているのではないのでしょうか。人件費に関して費用対効果という言葉が適しているかわかりませんが、その点はどうかと疑問に思います。

#### 【教育総務課長】

雇用形態の変更は、法律の改正によるものです。費用の増加への対策としては、これまで一般事務補助として臨時職員を雇用していた部署では、今後は正職員が対応する部

署も多々あります。また、これまで臨時職員の勤務時間は7時間45分だったものが、会計年度任用職員になると、多くは6時間45分勤務になります。ただし、期末手当も出ますので、年額としては、ほとんどの場合、これまでと変わらない、もしくはこれまでより若干多くなる見込みです。おおよそですが、市全体としては会計年度任用職員への移行により、約7,000万円の増額になる見込みです。隣市では約9億円の増額になると新聞報道がありましたので、本市の増額分は抑えられていると思います。

**【伊藤委員】**

わかりました。では次の質問です。予算説明の中で、「空調設備がダメになったので修繕します。」などと説明があります。その状況はわかるのですが、我々教育委員には、実施計画書の提出がないわけです。議会には実施計画書の提出を行っていると思いますので、3年間および5年間の計画と対比して審査できますが、教育委員会では実施計画書の提出がないので、そのような説明を受ければ、「そうですか。」と言うしかないわけです。本来であれば、計画があつての予算だと思しますので、次回からは、実施計画書を添付したうえで審査をさせていただきたいです。

**【教育長】**

わかりました。

**【小松委員】**

会計年度任用職員への切り替えについてです。予算とはまた別の話なのですが、実際にその対象となっている方から話を伺ったのですが、会計年度任用職員についての説明を受けた際、勤務時間が1時間短くなることによって、総収入が今より減るという話だったということです。本人としては、収入が減るのであれば、転職を考えているとのことでした。しかしながら先ほどの説明では、総収入は同等またはそれ以上とのことでしたので、その点が、雇用側と雇用される側で認識の違いがあるのではないのでしょうか。この方のような考えで転職する方が増えれば、いい人材もなかなか集まりにくくなるので、その点をしっかり理解しているのか、各自に確認をしていただき、必要に応じて説明をする必要があるのではないかと思います。

**【齋藤教育次長】**

対象の方々に対してきちんと説明を行い、意向調査をしていきたいと思えます。

**【小松委員】**

よろしくお願いします。

**【佐々木委員】**

文化財保護課について、伝承芸能や俳句大会における高校生との関わりの進捗状況に

ついて説明をお願いします。

**【齋藤教育次長】**

仁賀保高校との伝承芸能についての取り組みについてですが、生徒の減少ということもあり、なかなか難しいというところもあるのですが、にかほ市内の伝承芸能についての講演を行ったり、鑑賞会を開いて伝承芸能に触れ合ったり体験してもらい、理解を深めてもらってから、次年度以降募集をかけるという予定でおります。総合教育会議に諮った俳句大会につきましては、まだ構想としての案の段階のものであり、進捗はしておりません。実施に向けては、今後の検討が必要であると思っております。

**【吉泉委員】**

文化財保護課 10款2項7目2節（天然記念物調査補助金）についてです。獅子ヶ鼻湿原の調査で2,586千円の歳入があるとのことですが、総事業費はいくらになるのでしょうか。

**【文化財保護課長】**

総事業費は5,172千円です。

**【吉泉委員】**

約半額ということですね。この調査は、どのくらいの期間で行うのですか。定期的に行うのですか。

**【文化財保護課長】**

来年度から3年計画で予定しております。その3年間の推移を調査するものであります。

**【吉泉委員】**

わかりました。もう一点です。仁賀保公民館の関係で、会計年度任用職員のほかに、現在臨時職員が担っている部分をシルバー人材センターへの委託に切り替えるということですが、時給単価で算出するとどのくらい違いがあるものですか。

**【仁賀保公民館長】**

時給単価では算出していないのですが、予算全体としてはそれほど変わりはないです。

**【吉泉委員】**

直接雇用のほうが安く済む場合もあるので、確認でした。ありがとうございます。

**【教育長】**

ありがとうございました。まず、予算資料の提出については、次長から各課へ指示を出し、改善していきたいと思います。次に、会計年度任用職員については、各部署で本当に雇用が必要なのかどうかを吟味していきたいと思います。雇用形態についても、必要であれば個人面談をして、収入や勤務時間についての説明を徹底していきたいと思います。実施計画書の提出については、次回の予算説明の際には、資料として提出したいと思います。仁賀保高校の伝承芸能や俳句との関わりについては、仁賀保高校の存続のために、にかほ市と仁賀保高校の関係を結び付けていきたいというのが狙いなのですが、学校には教育課程の中で優先すべきこと、やるべきことがありますので、時間的余裕もなく、それを受け入れるとなると、生徒や教員の負担が増えるということではなかなか進めないでおります。しかしながら、仁賀保高校の生徒に、にかほ市の発展や仁賀保高校の存続の大切さという意識を持たせるために、協議を重ねているところであります。獅子ヶ鼻湿原の調査については、専門家の意見を聞きながらコケ等の調査をして、現状を確認するために行うということであります。仁賀保公民館のシルバー人材センターへの委託については、いい人材がたくさんいると思いますので、協力しながら仕事をしていきたいと思います。委員の皆さん、貴重なご意見をありがとうございました。委員の皆さんのご意見を踏まえて、議会対応をしていきたいと思います。

それでは議案第4号については、異議がないと認め、議案どおりに承認することにいたします。ここままで一旦休憩します。

**【休憩 午前11時16分～午前11時25分】**

**【教育長】**

それでは再開します。日程の第4 議案第5号 にかほ市体育館条例の一部を改正する条例について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

(スポーツ振興課長 説明)

**【教育長】**

この後の議案第6号から議案第10号までは、スポーツによる観光振興に向けての行政組織の変更のために、条例の一部を改正するという事情です。行政組織の変更については、先ほどスポーツ振興課長から説明がありましたが、齋藤教育次長から補足がありましたらお願いします。

**【教育次長】**

議案第5号から第10号までがその関連になりますが、これまでスポーツ振興課及びB&G海洋センターは、生涯スポーツの振興あるいは青少年健全育成を目指して教育委員会に所属していたのですが、今後は更に各大会の誘致、交流人口の拡大、それから健

康増進を図っていくことを目的として、市長部局に配置するという事です。市長部局の商工観光部に所属となりますが、事務室の移動はありません。議会においては、組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定ということで、一括して市長部局に配置するに当たっての条例の改正があげられます。

**【教育長】**

行政組織の変更のために今回議案にあげております。議案第5号について、委員の皆さんから質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは、議案第5号については、異議がないと認め、議案どおりに承認することに決定いたしました。

次に、日程の第5 議案第6号 武道館条例の一部を改正する条例について議題いたします。スポーツ振興課長から説明をお願いします。

(スポーツ振興課長 説明)

**【教育長】**

議案第6号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

異議がないと認めまして、議案第6号についても議案どおりに承認することに決定いたします。

次に、日程の第6 議案第7号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

(スポーツ振興課長 説明)

**【教育長】**

議案第7号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

異議がないと認めまして、議案第7号についても議案どおりに承認することに決定いたします。

次に、日程の第7 議案第8号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例について、

スポーツ振興課長お願いします。

(スポーツ振興課長 説明)

【教育長】

議案第8号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

異議がないと認めまして、議案第8号についても議案通りに承認することに決定いたします。

日程の第8 議案第9号 にかほ市スポーツ宿泊研修センターの条例の一部を改正する条例について、スポーツ振興課長お願いします。

(スポーツ振興課長 説明)

【教育長】

議案第9号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

異議がないと認めまして、議案第9号についても議案どおりに承認することに決定いたします。

それでは次に、日程の第9 議案第10号 にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について、B&G海洋センター所長お願いします。

(B&G海洋センター所長 説明)

【教育長】

議案第10号について、質問等はありませんか。

【伊藤委員】

スポーツによる観光振興というのは、具体的にどのように進めていくのでしょうか。組織再編成自体は市長の権限でできるので問題ないですし、条例改定に関しても組織変更に関しても、異議はありません。ただ提案理由として、スポーツによる観光振興を、どのように図っていくのかという点をお聞きしたいです。市川市長は「観光振興に関わらないことに関しては、予算をつけない。」と明言しました。その当時、「教育委員会ではどのように観光に寄与するのか。」と当時の教育長に質問した経緯もありますので、今回、スポーツにおける観光振興というものを、どのような方策を持って、このような組

織改編をするのか、具体的な考え方を教えていただきたいです。

**【齋藤教育次長】**

ご承知のように、来年度には屋内運動施設が金浦地域に完成する予定です。建設場所は白瀬記念館の隣になり、周辺にはTDK関係のスポーツ施設、宿泊スポーツセンターなどもございます。その点も含めまして、総合的な利用を図りながら、賑わいの創出を図っていこうという考えであります。屋内運動施設の中には、子どもたちも雨天時に遊べる施設になっておりますので、そのような意味でも、多くの人に来ていただくという考えです。それから、各種大会等の誘致に関しましては、例えば、来年度にシニアのサッカー大会もありまして、そのような大会を誘致することによりスポーツ施設を利用してもらい、交流人口を図っていこうという考えです。また、B&G海洋センターにも関連することですが、スポーツは健康を維持するにあたって、大変有効でありますので、その点でも健康増進を図るために多くの人に利用していただき、交流人口を拡大していこうということが目的です。

**【伊藤委員】**

今まで教育委員会から市長部局に配置換えをするという大きな組織改変はなかったと思いますが、例えば3月議会で翌年度の4月以降の予算を可決しますが、その時点では教育委員会の教育民生常任委員会で審査しますよね。しかし、実行するのが、総務常任委員会の産業建設常任委員会となりますが、その点はどのような対応になっていくのか。産業建設常任委員会で議員の方々が、「このような事業の予算については可決していない。」というような状態を招くことにはならないのでしょうか。実際は本会議で可決するから可決したことになるのでしょうかけども、その点が懸念されます。

**【齋藤教育次長】**

来年度の予算としては、今回教育委員会で承認を諮って、また3月定例会で議会にかけるのですが、可決後に教育費としての予算を、新年度から商工観光部に配置になった時にその予算をそのまま組み替えしていくのかどうかという点は未確定であります。伊藤委員がおっしゃるとおり、まず3月定例会で、教育民生常任委員会で審査して可決されたことが、今度産業建設常任委員会で審査をするということになるのですが、その点については、今回初めてのこととなりますので、どのような対応をするかは現時点では未確定であります。ただ、秋田県や秋田市および男鹿市では、すでにそのような組織配置となっておりますので、他の行政の状況も参考にしながら進めていく予定です。

**【教育長】**

その点の手続きについては、教育委員会としても未確定であります。現時点では、スポーツ振興課の事業と学校教育・学校体育というような学校現場との関りはほとんどありません。実際にスポーツ振興課でやっている事業で、学校教育・学校体育の中に関わ

ることがあるのは、チャレンジデーの協力依頼の時くらいです。スポ少の関係はありますが、スポ少は全員参加ではなく、任意団体ですので、すべての学校体育というものではないのです。その点を考えれば、スポーツを商工観光関係に関連づけて、関係人口や交流人口を増やすという目的であります。教育委員会としても、伊藤委員から指摘されたことを頭に入れながら進めていきたいと思えます。

**【齋藤教育次長】**

市長部局に配置換えするにあたりまして、スポーツ関係団体に意見や要望等を聞いているところですが、賛成の意見が多いようであります。

**【教育長】**

他に質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは、異議がないと認めまして、議案第10号についても議案どおりに承認することに決定いたします。

**【教育長】**

次に日程の第10 議案第11号 にかほ市社会教育委員の委嘱について、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

**【教育長】**

新規の委嘱が3人です。議案第11号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは、異議がないものと認め、議案第11号について議案どおりに承認することに決定いたします。

次に、日程の第11 議案第12号 にかほ市公民館運営審議会委員の委嘱について、象潟公民館長から説明をお願いします。

(象潟公民館長 説明)

**【教育長】**

新規の委嘱が1人です。議案第12号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは異議がないものと認めまして、議案第12号について議案どおりに承認することに決定いたしました。

次に日程の第12 議案第13号 にかほ市勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命について、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

【教育長】

新規の任命が1人です。議案第13号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは異議がないと認めまして、議案第13号について議案どおりに承認することに決定いたします。

次に日程の第13 議案第14号 にかほ市文化財保護審議会委員の任命について、文化財保護課長から説明をお願いします。

(文化財保護課長 説明)

【教育長】

9人全員が再任です。議案第14号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは異議がないと認めまして、議案第14号について議案どおりに承認することに決定いたします。

次に日程の第14 議案第15号 にかほ市象潟郷土資料館運営協議会委員の委嘱について、文化財保護課長から説明をお願いします。

(文化財保護課長 説明)

【教育長】

9人全員が再任です。議案第15号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは異議がないと認めまして、議案第15号について議案どおりに承認することに決定いたします。

次に日程の第15 議案第16号 フェライト子ども科学館運営委員会委員の任命について、フェライト子ども科学館長から説明をお願いします。

(フェライト子ども科学館長 説明)

**【教育長】**

議案第16号について、質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは異議がないと認めまして、議案第16号についても議案どおりに承認することにいたします。

次に日程の第16 議案第17号 にかほ市B&G海洋センター運営委員会委員の任命について、B&G海洋センター所長から説明をお願いします。

(B&G海洋センター所長 説明)

**【教育長】**

新規の任命が4人です。議案第17号について、質問等ありませんか。

(なしの声)

それでは異議がないものと認め、議案第17号について議案どおりに承認することに決定いたします。

次に日程の第17 議案第18号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定について、学校教育課長と担当から説明をお願いします。

(学校教育課長・佐々木副主幹 説明)

**【教育長】**

担当から説明があったように、基準を上回っている世帯については、認めることはできないと思います。却下になった世帯から、「なぜ却下になったのか。」という問い合わせが来ることはありますか。

**【学校教育課副主幹】**

もしかしたら来るかもしれません。その際は、申請書だけでは読み取れない理由があ

るのであれば、聞き取りをしますが、申請書が出ている時点で、申請理由を書いていた  
だいていますし、その他の特別な事情がないかと確認をしています。申請時に聞き取り  
した内容も資料に添付しており、それを考慮しても基準を上回るという結果になります。

**【学校教育課長】**

基準を上回る4世帯につきましては、ほとんどの世帯が同居する親族の収入がある程  
度あることによるものです。このようなケースは以前にもありましたので、やはり同一  
世帯で収入を計算しますし、収入があることにより基準を超えているという点が、一番  
大きな却下理由になります。今後、収入状況や家庭環境に変化があった際は、再度申請  
してほしいという形で説明するしかないのかなと考えているところです。

**【教育長】**

そのとおりだと思います。基本的には申請時点での家庭の状態で判断していく。そし  
てその後状況が変わってきた場合には、また申請してもらい審査していくというやり方  
が適正ではないかと思えます。もし苦情がありましたら、そのような対応をしていただ  
ければ有難いと思えます。それでは、基準を上回っている4世帯を却下とし、残りの6  
件を承認します。議案第18号について、質問等ありませんか。

(なしの声)

**【教育長】**

それでは、議案第18号については6件を認定とし、4件を不認定とします。

次に日程第18 報告についてですが、時間の関係上、今回は配布資料にお目通しい  
ただき、質問等ありましたら各課へ確認をお願いします。

**【学校教育課長】**

一点だけ報告させてください。新型コロナウイルスへの対応についてです。香港の日  
本人学校から、春節を利用して一時帰国をする小学2年生の方がおります。当初、平沢  
小学校に体験入学させてほしいという依頼がありましたが、文部科学省より、中国から  
の帰国者については、2週間自宅待機のうえ異常がなければ受入れ可能とするようにと  
の指示がありましたので、そのように対応することにしました。相手方にも了承して  
もらっています。予定では、今週末から平沢小学校に通えることになっております。怖  
いのは風評被害です。平沢小学校には、きちんとした手続きを経ているということ  
を、学校内でも説明してほしいという旨をお伝えしています。併せて、ネパールから象  
潟中学校に編入学する生徒がおります。年齢は中学2年生にあたるのですが、日本語のレ  
ベルの関係で、入学する際の学年はまだ決まっていません。こちらの生徒が日曜日に象  
潟に来ています。すぐ入学させたいという希望でしたが、調べたところ、中国の四川省  
の成都の空港を経由して入国しておりますので、この方についても2週間自宅待機をお願

いています。このように、新型コロナウイルスに対応しているということをご承知おきいただければ有難いです。

**【齋藤教育次長】**

象潟公民館で救急車が出動する事故が起きましたので、その件について象潟公民館長から報告をお願いします。

**【象潟公民館長】**

2月5日、象潟公民館内で、入館者の転倒による負傷事故がありました。経緯としましては、この日は郷土史の市民講座を開催しておりまして、その受講者の方だったのですが、雪により足元が濡れており、そのまま館内に入館して廊下を歩いていたことにより、滑って転倒して頭を打ってしまいました。その際、意識障害があったので、救急車を呼んで搬送しました。転倒の原因としましては、廊下には滑り止めのカーペット敷いているのですが、図書館側に行く方は途中で切れていまして、丁度切れたところで転んでしまったということです。怪我の状況につきましては、頭蓋骨を骨折しており、全長10センチほどの亀裂が入っていたということです。脳への障害、言語、運動機能への影響はないとのことでしたが、現時点では歩行機能に支障がありまして、現在リハビリ中ということです。公民館側の対応といたしましては、その日のうちに、一階部分の廊下についてはすべてカーペットを敷きました。また、今後については高齢者の場合は特に注意を払い、入館の際には手を貸して誘導するなどして対応していきたいと思っております。

**【伊藤委員】**

責任問題はどうなるのでしょうか。

**【象潟公民館長】**

市で加入している傷害保険の適用がありますので、そちらで手続きを進めております。

**【齋藤教育次長】**

いずれにしろ、教育委員会関係はそのような施設が他にもありますので、各施設に早急に滑り止めなどの対策をするように指示をしました。

**【教育長】**

それでは、次回の令和2年第3回教育委員会臨時会は、2月28日(金)の午後5時から金浦公民館の教育長室で開催いたします。また、令和2年第4回教育委員会は、3月25日(水)の午前9時30分から金浦公民館で開催いたします。以上を持ちまして、第2回にかほ市教育委員会を閉会いたします。

**【閉会 午後0時05分】**

署名

にかほ市教育委員会 教育長 森前光正

” 委員 小松雅子

” 委員 伊藤知